

議 事 録

令和3年6月7日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和3年第7回山鹿市農業委員会総会議事録

令和3年6月7日(月) 13時19分から14時01分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長補佐兼農政係長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治
主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第42号 農地転用事業計画変更承認申請
議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第44号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第45号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)
議案第46号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第47号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第9号 農地法第3条第3の規定による届出
報告第10号 農地法第5条第1項の規定による届出

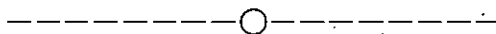
1. 開 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○局長補佐（一法師進君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、農業委員総数14名全員が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により総会は成立しております。



2. 会長挨拶

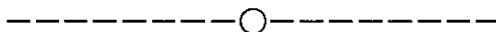
○事務局長補佐（一法師進君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

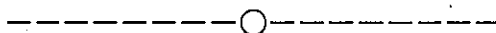
ただ今から、令和3年第7回総会を開会致します。



3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、11番廣松久喜委員、12番田中春雄委員にお願いいたします。



4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第41号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第41号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請でございます。

提案番号85番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の1ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号86番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得です。

調査書の2ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号87番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得です。

調査書の3ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号88番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の住宅周辺であることから、耕作便利による取得です。

調査書の4ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号89番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得です。

調査書の5ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号90番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大による取得です。

調査書の6ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号91番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大による取得です。

調査書の7ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号92番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の8ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号93番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の9ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号94番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の事務所周辺であることから、耕作便利による取得です。

調査書の10ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号95番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

本案件は、山鹿市が定める別段面積10アール要件による取得です。

譲受理由は、譲受人が購入する宅地の周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の11ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上10件です。

○議長 (坂本照子君)

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 85 番から 86 番を北部地区担当委員

1 1 番（廣松久喜君）

提案番号 85 番から 86 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 87 番から 92 番を南部地区担当委員

1 0 番（志方精之君）

提案番号 87 番から 92 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 93 番から 95 番を東部地区担当委員

1 番（多久正光君）

提案番号 93 番から 95 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 41 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 42 号、農地転用事業計画変更承認申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 42 号、農地転用事業計画承認申請でございます。

提案番号3番、土地の所在、転用者、事業計画、当初の許可年月日は議案書記載の通りです。

当初計画では、採石場から出る運搬車両のタイヤ洗浄ピットと国道3号への出口を新設する計画でしたが、出口設置に関する道路管理者との協議が整わなかったため、当初計画を断念し、沈砂池の設置へ事業計画を変更するものです。

今後は、このような事案発生防止のため、道路管理者等との協議が必要な案件については、その協議結果を確認しながら、申請書の受付を行い、総会に上程するよう改善する事といたします。

調査書の12ページに立地基準を、13ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号4番、土地の所在、転用者、事業計画、当初の許可年月日は議案書記載の通りです。

変更に至った事由につきましては、当初、申請の後、転用者が耕作する農地が急増し、計画していた倉庫では、農作物が収まらないため、倉庫を増設するための事業計画変更の申請です。

調査書の14ページに立地基準を、15ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、2件です。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1番（多久正光君）

提案番号4番の案件は、4月5日の総会で、転用計画は、申請地の一部を使った面積であり、残りのL型については農地として残すとの答弁をされたかと思いますが、これだけの短期間の中で、事業計画の変更が出るのは、申請者が十分な検討がなされてなかったのではないかと考えますが、変更に至った理由は何ですか？

○議長（坂本照子君）

事務局の答弁を求めます。

○事務局（北原薫君）

当初3月の申請の際には、転用のされる面積は必要最小限の面積で、土地の利用計画が妥当であるかどうかを事業者と確認しながら、事務を進めてきましたが、その後、想定を超える作付面積となり、農作物及び新たな農機具の増加により、今回の計画変更に至ったものです。

なお、当該法人に限らず、申請時においては、事業の必要性や計画の妥当性について書類を審査していますが、今後は、適正で確実な事務処理を心掛けます。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第42号は、原案のとおり計画変更承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第43号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号42番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田6筆計262.44㎡を取得し、2区画の建売分譲地として転用する案件です。

調査書の16ページに立地基準を、17ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号43番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑421㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号44番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑626㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。

申請地は高低差により一部使用できない部分があることと、自動車の転回スペースを確保するため、実際に、利用出来る面積は、500㎡程度になっております。

調査書の20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号45番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑80㎡を取得し、宅地を拡張して駐車場として転用する案件です。

調査書の22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号46番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田、454㎡を取得し、申請地に隣接する転用者自宅の駐車場及び家庭菜園等として転用する案件です。なお、申請地はすでに造成に着手しており、そのことについて始末書の提出がなされています。

調査書の24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号47番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

本案件は、議案第42号4番で事業計画変更が承認され、事業計画拡大に伴う転用になります。

別紙1の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、6件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 42 番から 44 番及び 47 番を南部地区担当委員

3 番（森喜代輝君）

提案番号 42 番から 44 番及び 47 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 45 番から 46 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 45 番から 46 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 43 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 44 号、業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 44 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

今回の案件は、熊本県農業公社の買い入れが 2 件、熊本県農業公社からの売り渡しが 3 件です。5 月 18 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

提案番号 14 番から 26 ページの提案番号 18 番に係る申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、提案番号 16 番から提案番号 18 番に係る調査書については、28 ページから 30 ページに記

載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第45号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第45号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理事業に係る農用地利用集積計画）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定18件、その面積は54,361㎡でございます。

提案番号40番から31ページの提案番号57番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻を作付け予定でございます。

なお、ただいま説明した申請に係る調査書については、別紙調査書31ページから37ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第46号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第46号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が15件、再設定が3件でその面積は、61,082㎡でございます。

提案番号212番から38ページの提案番号229番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。作付けについては、水稻、野菜等を予定されています。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は38ページから50ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

次に、議案第47号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第47号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号10～17番については、隣接しているため一括して説明します。

土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりです。

現地の状況は、別紙2の現地写真の17～19ページに掲載のとおり、管理されなくなった孟宗竹や雑木等が繁茂している状態で、申請地の周囲は山林に囲まれるなど、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

提案番号18～29番については、隣接しているため一括して説明します。

土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりです。

現地の状況は、別紙2の19～24ページに掲載のとおり、管理されなくなった栗、雑木等が繁茂している状態で、申請地の周囲は山林に囲まれるなど、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第9号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第9号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和3年4月に届出がありました件数は25件、筆数の合計は118筆、面積の合計は145,382㎡でございます。詳細につきましては、41ページ以降に記載しております。

なお、32番につきましては、農業委員会によるあっせんを希望されておりますので、農業委員及び農地利用最適化推進委員さんで、耕作を希望される方とのマッチングを行っていただく事になります。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第9号は終わります。

次に、報告第10号、農地法第5条第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第10号、農地法第5条第1項の規定による届出について報告いたします。

農地法第5条第1項において許可が不要とされている案件で、令和3年4月に届出がありました件数は1件、土地の所在等については記載のとおりで、転用の内容は携帯電話基地局でございます。以上でございます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年第7回総会を閉会いたします。

-----○-----

6. 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

11番 農業委員

廣松久壽

12番 農業委員

田中春雄